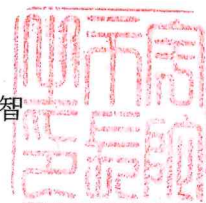


市有財産売払い公告

市有財産（物品）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年7月23日

宇陀市長 金 剛 一 智



1. 一般競争入札に付する物件

以下の車両等を入札に付し、売払う。

○物件一覧

物件 番号	財産名称	初年度 登録	排気量 (ℓ)	走行距離 (km)	最低売却価格 (円)
B-155	三菱 キャンター	H4.4	3.56L	106,400km (R7.5.2時点)	70,000円
B-156	スズキ ワゴンR	H23.1.21	0.65L	123,400km (R7.1.29時点)	30,000円

2. 一般競争入札参加資格

宇陀市内に住所を有する法人及び個人事業主であること。

宇陀市の令和8・9年度競争入札参加資格者名簿（物品購入等又は建設工事等）に登録されていない市内業者については、下記の書類を落札後から契約締結までに、宇陀市役所 総務課にご提出ください。ご提出頂けない場合は、無効又は失格となりますのでご了承下さい。

- (1) 個人の場合 身分証明書 （市民課で発行するもの）
法人の場合 登記事項証明書 （法務局で発行するもの）
- (2) 印鑑証明書
- (3) 納税証明書（①市民税 ②固定資産税 ③国民健康保険税
④軽自動車税 ⑤法人市民税（法人のみ）
の納税証明 税務課で発行するもの
滞納がある場合は受け付けません）
- (4) 誓約書 （指定の様式）

3. 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、入札書を下記受付期間内に総務課へ提出してください。

4. 一般競争入札の場所及び期間

- (1) 開札場所 宇陀市役所 1 階 111 会議室
- (2) 受付期間 令和 8 年 7 月 24 日 (金) 午後 1 時 00 分から
令和 8 年 8 月 12 日 (水) 正午まで
- (3) 開札 令和 8 年 8 月 12 日 (水) 午後 4 時 00 分
- (4) 立会 開札は上記開札場所において実施します。立会を希望する場合は、令和 8 年 8 月 10 日 (月) までに総務課へご連絡のうえ、開札場所へ本人確認ができる書類を持参し、お越しくください。代理人が立ち会う場合は、委任状 (任意様式) をご持参ください。

5. 入札の提出方法等

- (1) 入札書の提出は郵送若しくは持参してください。
持参される場合は、受付期間内、平日の執務時間中に提出してください。
- (2) 入札書は市の指定する書式を用いてください。
- (3) 入札書には消費税及び自動車リサイクル預託金を含む金額を記入してください。入札金額が契約金額となります。

6. 契約の締結

落札者には、令和 8 年 8 月 26 日 (水) までに契約を締結していただきます。

7. 売払代金の納入

契約を締結した者は、令和 8 年 8 月 31 日 (月) までに、宇陀市が交付する納入通知書により当該契約に係る売払代金を納付してください。

8. 入札の無効

- (1) 「2. 入札参加資格」に規定する入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札書及び封筒は、1 件につき 1 枚とし、1 つの封筒に入札書を 2 部以上入れた場合や、封筒に記載している件名と同封の入札書に記載されている件名が異なる場合等は無効とします。
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 入札書の金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 不正な行為があると認められる入札
- (7) 入札書に虚偽の記載をした者の入札
- (8) その他入札条件に違反した入札

9. 落札者の決定の方法

物件ごとに、入札価格が最低売却価格 (最低落札価格) 以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とします。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、その場でくじ引きを行い、落札者を決定します。もし、入札者が不在の場合は、職員が代理でくじを引くこととします。

10. 用途の制限等

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途
- (3) 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならない、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。
- (4) 落札者は、第三者に対して売買物件に質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。
- (5) 上記(3)及び(4)における当該第三者の義務の違反に対する責務は、落札者が負わなければならない。

11. 現車確認

- (1) 保管場所：護美センター

- (2) 住所：奈良県宇陀市榛原萩原671

※現車確認を希望される場合は、事前に総務課まで連絡してください。

ご希望の日時にご案内出来ない場合もあることを予めご了承ください。

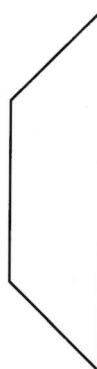
12. 物件の引き取りについて

令和8年8月31日（月）までに引き取りをお願い致します。

13. その他

- (1) 売却財産は経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あることを十分理解した上で入札してください。なお、宇陀市は契約不適合責任を負いません。
- (2) 引渡に関する費用や登録費用はすべて落札者の負担とします。
- (3) 車両に表示されている名称等を抹消したことが確認できる写真を提出してください。
- (4) 入札書は下記の内容を記した封筒に封入（綴じ目に押印）し、郵送もしくは持参してください。なお、封筒の大きさは、長3（縦235mm×横120mm）を標準とします。入札書及び封筒は、1件の入札につき1枚ご用意ください。

《表面の記載例》

	〒633-0292	
	宇陀市榛原下井足17-3	
	宇陀市 総務部 総務課 行	
	(入札書在中)	
		朱書き

《裏面の記載例》

	入札（開札）日	令和8年8月12日
	件 名	市有財産（物品）売り払い
	差出人住所	〇〇〇 〇〇〇 〇〇番地
	氏名・商号又は名称	〇〇〇〇

- (5) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
宇陀市 総務部 総務課
郵便番号 633-0292
住 所 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3
電話番号 NTT 電話 0745-82-1302（直通）
IP 電話 0745-88-9068（直通）